

流山市おおたかの森ホール指定管理者募集要項等に関する質問への回答

| 回答番号 | 資料名 | ページ | 項目 | 質問 | 回答 |
|------|------|-----|----------------------|---|---|
| 1 | 募集要項 | P3 | 3対象施設の概要 エ | 可動席の収納等にかかる時間をお示しいただけますでしょうか。 | 【設置】 <1階上げ床段床客席(前1~3列):全58席> 4人で約30分 <1階移動観覧席(前4~13列):全280席> 2人で約20分 【収納】 <1階上げ床段床客席(前1~3列):全58席> 4人で約30分 <1階移動観覧席(前4~13列):全280席> 設置⇒ホワイエ側へ収納:2人で約20分 ホワイエ側⇒舞台側へ収納:2人で約40分 舞台側⇒ホワイエ側へ収納:2人で約40分 |
| 2 | 募集要項 | P3 | 3対象施設の概要 エ | 館内のトイレの数(男女それぞれ)をお示しいただけますでしょうか。 | 【1階】 <ホール用女性トイレ>大便器:12 <ホール用多目的トイレ>大便器:1 <リハーサル室等用男性トイレ>小便器:2、大便器:1 <リハーサル室等用女性トイレ>大便器:2 <リハーサル室等用多目的トイレ>大便器1 <楽屋用男性トイレ>小便器:2、大便器2 <楽屋用女性トイレ>大便器:2 <楽屋用多目的トイレ>大便器:1 <楽屋(個室)トイレ>大便器:1 【2階】 <ホール用男性トイレ>小便器:5、大便器:3 <市民窓口用男性トイレ>小便器:2、大便器:2 <市民窓口用女性トイレ>大便器:3 <市民窓口用多目的トイレ>大便器:1 |
| 3 | 募集要項 | P4 | 3対象施設の概要 エ | 「駐車場(18台分)」とありますが、この駐車場は隣接のホテル・商業施設棟と兼用になるのでしょうか。 | 敷地内の駐車場は、ホール利用者(流山市おおたかの森ホール設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定による使用の許可を受けた者、ホールで行うイベントの主催者・演者)、(仮称)市民窓口センター利用者のための駐車場として計画しています。 |
| 4 | 募集要項 | P4 | 4(2)指定管理の範囲、(4)開館前準備 | 「平成30年12月までに竣工、平成31年3月1日に建設を行う民間事業者から市へ引渡し」とありますが、備品の搬入などは引渡し以後になるのでしょうか。また、別途業務委託となる開館前準備業務は市への引渡し前の期間ではありますが本施設を使用して行うことは可能なのでしょうか。 | 施設の使用及び乗り込み時期については、平成31年3月1日から円滑に指定管理を実施できるよう、建設を行う民間事業者と協議します。詳細については別添の開館前準備業務のスケジュールを参照してください。 |
| 5 | 募集要項 | P4 | 4(2)指定管理の範囲 | 平成31年3月1日に建設業者から市へ施設引渡しが行われる場合、指定管理者が施設内に入居可能となるのはいつ頃でしょうか。 | No.4の回答を参照してください。 |
| 6 | 募集要項 | P4 | 4(2)指定管理の範囲 | 「ホテル・商業施設棟及び集合住宅棟利用者等も屋外部分については利用しますので、柔軟な管理をお願いします」とありますが、具体的にはどのような対応をすることを想定しているのでしょうか。 | 屋外部分のデッキ等は、ホテル・商業施設棟及び集合住宅棟に跨る施設となり、敷地区分により、それぞれの屋外部分を所有管理することとなりますが、利用にあたっては、施設利用者以外にも公開し利用できる施設となるため、施設を所有する関係者間で利用や維持管理について連携することを想定しています。 |
| 7 | 募集要項 | P4 | 4(2)指定管理の範囲 | ホテル・商業施設及び集合住宅が隣接する予定とのことですが、騒音による苦情対策のため、禁止・制限を行う催事ジャンル等はいかがでしょうか。(太鼓の使用等) | 現時点で、禁止となるような演目はありません。 |
| 8 | 募集要項 | P4 | 4(2)指定管理の範囲 | 「屋外部分のうち、デッキ及びプロムナード(緑の小径)については、利用及び維持管理について、ホテル・商業施設棟及び集合住宅棟の関係者と別途協定書を締結する」とありますが管理費が決まっています今回の業務範囲を按分するというのでしょうか、その際の金額はいくらでしょうか。 | 屋外部分のデッキ等は、ホテル・商業施設棟及び集合住宅棟に跨り、共有で利用する施設となります。これらの屋外部分は、敷地区分により所有管理することとなりますが、利用にあたっては、施設利用者以外にも公開し利用できる施設となるため、施設を所有する関係者間で利用や維持管理のルールについて協定書を締結するものです。デッキ及びプロムナード(緑の小径)等の屋外部分は、敷地区分により、各所有者が清掃や保守点検、修繕等の維持管理を行うものです。 |
| 9 | 募集要項 | P4 | 4(5)指定管理者の公募及び選定方法 | 指定管理者選定に際しては流山市指定管理者選定委員会にて審査をする旨記載がありますが、選定委員のメンバーはどなたになりますでしょうか。 | 副市長、総合政策部長、総務部長、財政部長、生涯学習部長、外部委員を予定しております。 |
| 10 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 | 原本1部 副本9部と思われますが、製本方法等の指定はございませんでしょうか。ご教示ください。 | 特にありません |
| 11 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 | 「※上記エ、オ、カ、キについては、正本1部提出して下さい。」とありますが、エ、オ、カ、キについては、副本9部は不要という解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 12 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 | 正本について、エ、オ、カは原本を提出、キは営業許可・認可等の証明書のコピーを提出という解釈でよろしいでしょうか。また、副本を提出する場合は、エ、オ、カ、全てでコピーの提出でよろしいでしょうか。 | 正本についてはお見込みのとおりです。副本については、No.11の回答を参照してください。 |
| 13 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 | 関係書類の副本については、社名等のマスクングは必要でしょうか。必要な場合は、 ①社名 ②代表者氏名 ③住所 ④電話番号 以上の項目以外にマスクングの必要な項目がございましたら、お示しください。 | 特に必要ありません。 |

| 回答番号 | 資料名 | ページ | 項目 | 質問 | 回答 |
|------|------|-----|----------------------|---|---|
| 14 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 | 共同事業体で申請をする場合、構成企業も提出が必要な書類をご教示下さい。 | 構成団体も提出が必要な書類は以下のとおりです。 ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 エ 法人にあっては登記事項証明書 オ 印鑑証明書 カ 納税証明書 ク 直近3か年の財務状況が把握できる書類 ケ 流山市おおたかの森ホールと同規模類似施設の指定管理の実績が把握できる書類 |
| 15 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 | 共同事業体での申請(応募)の場合、文中のウ、エ、オ、カ、ク、ケについては構成企業すべてが提出し、キは営業許可・認可等が必要な業務を担当する企業が提出する(しかし再委託を予定する業務は提出なし)という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 16 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 | 共同事業体の場合、P6でお示しの関係書類に関しては以下のような内容でよろしいでしょうか。 (A) 代表企業のみが共同事業体の代表として提出する書類 ア 流山市公の施設に係る指定管理者の指定申請書 イ 事業計画書および収支計画書 キ 営業許可・認可等の証明書 ク 直近3か年の財務状況が把握できる書類 ケ 流山市おおたかの森ホールと同規模類似施設の指定管理の実績が把握できる書類 (B) 共同事業体を構成する企業全てが提出する書類 ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 エ 法人にあっては登記事項証明書 オ 印鑑証明書 カ 納税証明書 他に必要な項目がある場合は、御教示くださいませ。 | No.14、15の回答を参照してください。 |
| 17 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 | 共同事業体で応募する場合、ア流山市公の施設に係る指定管理者の指定申請書、イ事業計画書及び収支計画書以外の書類(ウ～ケ)は団体ごとに提出すればよろしいでしょうか？ その場合、ア流山市公の施設に係る指定管理者の指定申請書は、共同事業体の代表団体が、代表して提出すればよろしいでしょうか？ | 共同事業体の構成団体も提出が必要な書類については、No.14、15の回答を参照してください。 流山市公の施設に係る指定管理者の指定申請書については、No.18の回答を参照してください。 |
| 18 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 ア | 流山市公の施設に係る指定管理者の指定申請書は、共同事業体を組む場合は事業体全体で1枚の提出でよいのでしょうか。またその場合、「名称」は共同事業体名、「所在地」および「代表者氏名」は代表企業のものをご記入すればよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。ただし、「名称」「所在地」「代表者氏名」については、共同事業体の代表団体の他、その構成団体についても、それぞれ記入・押印してください。 |
| 19 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 イ、カ | 納税証明書の消費税又は地方消費税は「その3の3」でよろしいでしょうか。 また、事業計画書について、頁数の上限などありましたら、ご教示願います。 | 納税証明書についてはお見込みのとおりです。事業計画書について頁数の上限はありません。 |
| 20 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 イ | 事業計画書、収支計画書のフォームは公募書類にあるものを援用し作成するのでしょうか。それとも内容が準じていれば特にこだわらないのでしょうか。また提案書の枚数制限はありますでしょうか。 | 事業計画書及び収支計画書のフォームは内容に準じていれば特に問題はありません。また提案書の枚数制限はありません。 |
| 21 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 イ | 事業計画書について、枚数の上限、フォント等の指定はございますか。また、ひな形の提案項目が網羅されていれば、フォーマットは変更しても問題はございませんか。 | 事業計画書について、特に枚数の制限、フォントの指定等はありません。また、提案書のフォームは内容に準じていれば特に問題はありません。 |
| 22 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 イ | 事業計画書に枚数制限等がありましたらご教示願います。 | No.19の回答を参照してください。 |
| 23 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 イ | 事業計画書の枚数制限はございますか。 | No.19の回答を参照してください。 |
| 24 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 イ | 事業計画書(第2号様式(第3条関係))作成にあたり、申請者が共同事業体の場合は、事業計画書の前半部分に関して以下のような記載内容でよろしいでしょうか。 ・申請団体名 → 共同事業体名 ・代表者氏名 → 代表企業の代表者氏名 ・設立年月日 → 代表企業の設立年月日 ・団体所在地 → 代表企業の団体所在地 ・電話番号、FAX番号、E-mail → 代表企業のもの | 事業計画書の前半部分(公の施設の名称、申請年月日、申請団体名、代表者氏名、設立年月日、団体所在地、電話番号、FAX番号、E-mail、現在管理運営している類似施設名)については、構成団体ごとに記載をしてください。その際は、必要に応じて様式の行数等を増やしてください。 |
| 25 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 ウ | 株式会社の場合は、定款のみの提出でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 26 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 ウ | 寄附行為が無い場合、これに関する書類は提出不要との解釈でよろしいでしょうか。 | 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類のうちいずれか一つの提出で問題ありません。 |
| 27 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 エ | 履歴事項全部証明書と現在事項全部証明書のどちらを提出すればよろしいでしょうか。 | 現在事項で問題ありません。 |
| 28 | 募集要項 | P6 | 5(2)カ (ア)法人市民税又は市県民税 | 納税証明書のうち、(ア)法人市民税又は市県民税は、流山市公の施設に係る指定管理者の指定申請書に記載があるとおり、流山市に納税義務のある者のみが提出をするということでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 29 | 募集要項 | P6 | 5(2)カ (イ)消費税又は地方消費税 | 納税証明書のうち、(イ)消費税又は地方消費税については、「その3の3」の提出でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 30 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類 カ | 納税証明書の提出について、証明すべき期間は何年度～何年度に当たりますでしょうか。 法人市民税の納税証明書に関しては、第1号様式(第3条関係)において「流山市に納税義務のある者に限る。」と記載があります。流山市以外に納税義務のある場合は提出の必要がないという認識でよろしいでしょうか。 また、消費税または地方消費税の納税証明書については、「その2」あるいは「その3」のどちらが必要という認識でありますが、どちらの書面を提出すればよろしいでしょうか。 | これまでに未納の税額が無いことを証する納税証明を提出してください。 No.28、29の回答を参照してください。 |

| 回答番号 | 資料名 | ページ | 項目 | 質問 | 回答 |
|------|------|-----|----------------------------|--|--|
| 31 | 募集要項 | P6 | 5(2)カ (ア)法人市民税又は市県民税 | 主たる事務所が東京都にある場合、法人住民税の納税証明書を提出すればよろしいでしょうか。 | No.28、29の回答を参照してください。 |
| 32 | 募集要項 | P6 | 5(2)カ (イ)消費税又は地方消費税 | その3-3「未納がないことの証明」でよろしいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |
| 33 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類カ | 納税証明書は「その1」を示すものでしょうか。または「その3の3」を示すものでしょうか。ご教授ください。 | No.32の回答を参照してください。 |
| 34 | 募集要項 | P6 | 5(2)カ (イ)消費税又は地方消費税 | 「納税証明書その1」と「納税証明書その3の3」のどちらを提出すればよろしいでしょうか。 | No.32の回答を参照してください。 |
| 35 | 募集要項 | P6 | 5(2)カ (イ)消費税又は地方消費税 | 提出させていただいた納税証明書にしましては、滞納していない証明を表記する「その3の3」で宜しいのでしょうか、「その1」でしょうか。ご教授ください。 | No.32の回答を参照してください。 |
| 36 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類カ、ク | 納税証明書は千葉と東京と神奈川で営業していたらすべてが対象でしょうか。直近3か年の財務状況が把握できる書類にあたっては直前3期分と今期12月分まで良いでしょうか。(3月決算の場合) | 納税証明書は本社所在地分のみで問題ありません。また財務書類は平成26～平成28年度の3か年の提出をお願いします。 |
| 37 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類カ、ク | 当社は、会社法762条および763条に基づき、新設分割方式を用いて設立直後の会社です。過去の「カ 納税証明書」、「ク 直近3か年の財務状況が把握できる書類」については決算を経ていないため不存在です。この場合、分割前の当該資料を提出することよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 38 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類キ 5(3)必要な資格 | 具体的にはどのような許認可を想定しているのでしょうか。同ページ(3)必要な資格ア～オという理解でかまわないでしょうか。また、正本1部を提出せよとなっておりますが、内容によっては正本の提出ができないものはコピーでもかまわないでしょうか。 | お見込みのとおりです。また、募集要項P6、7の「(3)必要な資格」に記載しているもの以外でも、指定管理業務に関わるものがあれば任意で提出可能です。 |
| 39 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類キ | 具体的には、どのような証明書のことでしょうか。ご教授ください。 | No.38の回答を参照してください。 |
| 40 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類キ | 営業許可・認可等の証明書とは具体的にどのようなものを指しますでしょうか。 | No.38の回答を参照してください。 |
| 41 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類キ | 「営業許可・認可等の証明書」とは、具体的にどのようなものなのかをお示しください。 | No.38の回答を参照してください。 |
| 42 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類キ | 現在運営している全施設の「営業許可・認可等の証明書」を提出する必要がありますか？本施設の運営に明らかに関係のない営業許可等については、提出の必要はないと理解してよろしいでしょうか？また、同類の証明書については、1つの施設分のみで宜しいでしょうか？ | 本施設の運営に明らかに関係のない営業許可等については、提出不要です。同類の証明書については1施設分で結構です。No.38の回答を参照してください。 |
| 43 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類キ | 営業許可・認可等の証明書は「飲食の提供」を行うものに伴って必要な提出物であると思われませんが、飲食の提供については任意の提案である為、提案を行わない場合については営業許可・認可等の証明書は提出しなくてもよいとの解釈でよろしいでしょうか。また、業務委託として実施をする場合、書類の提出は必要でしょうか。 | No.38の回答を参照してください。 |
| 44 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類ク | 決算報告書を提出すればよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 45 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類ク | 直近3か年の損益計算書及び貸借対照表でよろしいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |
| 46 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類ク | 平成29年度の財務状況が確定していない場合、提出は平成26年度～平成28年度のものでよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 47 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類ケ | 「流山市おおたかの森ホールと同規模類似施設の指定管理の実績が把握できる書類」とありますが、この実績がないと応募できないという意味でしょうか。また、それは代表企業、構成企業変わらず同条件でしょうか。 | 実績がなくても応募は可能です。申請(応募)資格については、募集要項P5、6「5 申請(応募)することができるものの資格(留意事項等を含む)」の「(1)申請者」の項目を参照してください。 |
| 48 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類ケ | 具体的には、どのような証明書の事でしょうか。ご教授ください。実務実績でも宜しいのでしょうか。同規模類似施設に絞ったほうが宜しいのでしょうか。また、記載内容は指定管理案件実績のみでしょうか。ご教授願います。 | 流山市おおたかの森ホールと同規模類似施設の指定管理の実績が把握できるような内容であれば様式等は任意です。 |
| 49 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類ケ | 第2号様式の「現在管理運営している類似施設」等がこの資料に該当するのでしょうか。若しくは任意の書式で別途提出が必要でしょうか。 | 第2号様式とは別に任意様式で資料を提出してください。 |
| 50 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類ケ | 同規模類似施設の指定管理実績については、事業計画書(第2号様式)の最初にある表とは別に、任意の書類に施設規模を示した実績をまとめるという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。No.48の回答を参照してください。 |
| 51 | 募集要項 | P6 | 5(2)申請(応募)書類ケ | 第2号様式(第3条関係)にある、現在管理運営している類似施設等の情報以外に、実績が証明できる書類が必要ということでしょうか？その場合、具体的には何を提出すれば宜しいでしょうか？ | No.48、49の回答を参照してください。 |
| 52 | 募集要項 | P6 | 5(3)必要な資格 | 必要な資格としてア～オまで列挙されていますが、申請(応募)書類提出時点においては、必要な資格を証明する書類等の写しを添付する必要はないとの理解でよろしいでしょうか？ | 申請(応募)書類提出時点で有しているものについては、提出してください。 |

| 回答 番号 | 資料名 | ページ | 項目 | 質問 | 回答 |
|----------|-------------|-------------------|---|---|---|
| 53 | 募集要項 | P6、7 | 5(3)必要な資格 | これら有資格者は常勤しなければならないのでしょうか。 | 常勤を条件としておりません。 |
| 54 | 募集要項 | P6、7 | 5(3)必要な資格 | 必須条件としてお示しの ア～オ の項目ですが、共同事業体が申請者の場合、これらの条件は、共同事業体のうちいずれかの事業者がもっていれば申請可能という認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 また、再委託をする際は仕様書P18の「18 業務の委託等」を参照してください。 |
| 55 | 募集要項 | P7 | 5(3)必要な資格 オ | 社会教育主事はどの業務を行うにあたって必要な資格となりますか。 | 流山市おおたかの森ホールは施設の基本方針に示すとおり、地域と密接に連携するとともに、学校教育行政等との連携により施設の運営を進めなければなりません。社会教育主事の職務は多岐に渡ることになりますが、事業運営を通じて学校教育行政等や市の担当各課との連携を図り、本市の文化芸術の発展のために必要な業務を円滑に進めていただくことを期待しております。 |
| 56 | 募集要項 | P7 | 5(3)必要な資格 オ | 社会教育主事を必要とする業務をご教示ください。 | No.55の回答を参照してください。 |
| 57 | 募集要項 仕様書 | 募集要項P7、 仕様書P14 | 募集要項5(3)必要な資格 オ 仕様書13(1)管理運営上の必要人数等ア | 本施設は、公民館や生涯学習センターのような、社会教育を主たる目的とした施設ではないと思いますが、社会教育主事の配置の必要性についてご教示ください。 | No.55の回答を参照してください。 |
| 58 | 募集要項 仕様書 | 募集要項P7、 仕様書P14 | 募集要項5(3)必要な資格 オ 仕様書13(1)管理運営上の必要人数等ア | 「社会教育主事の資格を有する者を配置する。」とありますが、直接雇用ができない場合には、再委託をすることも可能という解釈で宜しいでしょうか？ | 仕様書P18の「18 業務の委託等」を参照してください。 |
| 59 | 募集要項 | P7 | 5(4)留意事項 キ | 接触の禁止とありますが、対象者は誰になりますか。 | No.9の回答を参照してください。 |
| 60 | 募集要項 | P7 | 5(4)留意事項 キ | 接触の禁止と記載されておりますが、選定委員会の委員の構成はどのようになっているのでしょうか。知らずに接触することを避けたいため構成委員をご教示ください。 | No.9の回答を参照してください。 |
| 61 | 募集要項 | P7 | 5(4)留意事項 キ | 選定委員会の委員の属性をご教示ください。 | No.9の回答を参照してください。 |
| 62 | 募集要項 | P7 | 5(4)留意事項 キ | 選定委員、本市及び教育委員会職員並びに本件関係者への接触を回避するため、選定委員及び教育委員会職員の名簿をいただきますでしょうか。 | 選定委員については、No.9の回答を参照してください。その他の名簿については、お示しできません。 |
| 63 | 募集要項 | P8 | 6(1)指定管理者の公募手続き及び選定スケジュール ウ | 募集説明会に参加していない事業者(構成員)も応募可能でしょうか。 | 事業者のうち構成員(団体)は共同事業体の一部と考えられますので、構成される団体が必ずしも説明会に参加していなければならないものではありません。 |
| 64 | 募集要項 | P8 | 6(1)指定管理者の公募手続き及び選定スケジュール ウ | 募集要項に関する事前説明会に不参加の団体と共同事業体を組み申請することは、可能でしょうか？ | No.63の回答を参照してください。 |
| 65 | 募集要項 | P8 | 6(1)ウ(エ)設計図書の見直し | 閲覧図書(2月5日時点)との変更点はありますか？ | 今後変更する可能性があります。 |
| 66 | 募集要項 | P9 | 6(1)指定管理者の公募手続き及び選定スケジュール キ | 当日のインフラ環境にしましてご教示願います。 PC スクリーン プロジェクター マイク 電源等についてご教示ください。 | プロジェクター、スクリーン、マイク、ケーブルは市で用意します。ノートパソコン(D-Sub15ピン(ミニ)で出力可能なもの)及びデータ(CD-RもしくはDVD-Rのみ)は申請団体側で用意してください。 |
| 67 | 募集要項 | P9 | 6(1)指定管理者の公募手続き及び選定スケジュール キ | プレゼンテーションではパワーポイント等の説明資料の使用は可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 68 | 募集要項 | P9 | 6(1)指定管理者の公募手続き及び選定スケジュール キ | プレゼンテーションの時間枠は各申請者毎に何分の予定でしょうか？ | 25分程度を予定していますが、応募者数により変更の可能性がありますので、詳細は後日応募者に連絡します。 |
| 69 | 募集要項 | P9 | 6(1)指定管理者の公募手続き及び選定スケジュール ク | 出席者は、各申請者(法人等)3名以内と記載がありますが、共同事業体を組成した場合も3名以内という認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 70 | 募集要項 | P9 | 7参考価格 | 参考価格の算出根拠を教えてください。 | (年間)※税込 ・事業費 20,000,000円 ・人件費 65,000,000円 ・維持管理費 48,000,000円 ・事務費 5,900,000円 ・その他維持管理費 9,600,000円 歳出計 148,500,000円(A) 収入計 50,700,000円(B) (A) - (B) = 97,800,000円 (H31年3月分)※税込 ・人件費 2,868,000円 ・維持管理費 1,826,000円 ・事務費 146,000円 ・その他維持管理費 889,000円 歳出計 5,729,000円(A) 収入計 0円(B) (A) - (B) = 5,729,000円 |
| 71 | 募集要項 | P9 | 7参考価格 | (年間) 97,800千円の項目別内訳をご開示ください。 H31年3月分の5,729千円についても併せてご開示ください。 | No.70の回答を参照してください。 |
| 72 | 募集要項 | P9 | 7参考価格 | 指定管理料の参考価格が表記されておりますが、積算根拠をご教示願います。 | No.70の回答を参照してください。 |

| 回答 番号 | 資料名 | ページ | 項目 | 質問 | 回答 |
|----------|---------------------|---------------------------|---|---|--|
| 73 | 募集要項 | P9 | 7参考価格 | 参考価格(年間)97,800千円における想定されている内訳をご教 授願います。 | No.70の回答を参照してください。 |
| 74 | 募集要項 | P9 | 7参考価格 | 公平性を担保するため、計画上の収支内訳をご提示願います。 | No.70の回答を参照してください。 |
| 75 | 募集要項 募集要項 仕様書 | 募集要 項P9、 仕様書 P17 | 募集要項7参考価格 仕様書15(3)市が支 払う経費に含まれる もの | 参考価格について、仕様書P17の「15(3)市が支払う経費に含ま れるもの」にある、ア～オにおける項目ごとに、積算価格をご教示くだ さい。 また、上記の開示が難しい場合、経費のうち少なくとも「自主事業 における費用」の積算価格をご教示願います。 | No.70の回答を参照してください。 |
| 76 | 募集要項 | P9 | 7参考価格 | 通常、文化ホール等の類似施設における指定管理者応募の際に は、「(利用料金等収入+指定管理料)-経費=0円」で収支計画 を策定しますが、ここでいう参考価格は、指定管理料ではなく、経 費(総額)という認識で、間違いないでしょうか？ | 参考価格は経費(総額)ではなく、指定管理料です。 |
| 77 | 募集要項 | P9 | 7参考価格 | 参考価格を上回る金額での提案は可能でしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 78 | 募集要項 | P9 | 7参考価格 | 上限ではなく参考価格ということは、多少金額が上回る提案となっ ても構わないでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 79 | 募集要項 | P9 | 7参考価格 | 経費に関する参考価格が提示されておりますが、この数字は上限 という理解でよろしいでしょうか。 | No.77、78の回答を参照してください。 |
| 80 | 募集要項 | P9 | 7参考価格 | 文面に消費税の価格を明確にして欲しい旨記載がありますがどの ように記載すればよいのでしょうか、事例を教えてください。 | 消費税額が分かるようにしていただければ記載方法について は特に指定はございません。 |
| 81 | 募集要項 | P9 | 7参考価格 | 消費税の額を明確にするようにありますが、どのように記載をす れば良いのでしょうか？(うち消費税額等〇〇〇円)というように各 項目記載するのでしょうか。ご教示下さい。 | No.80の回答を参照してください。 |
| 82 | 募集要項 | P9 | 7参考価格 | 工事の遅延等によって指定管理期間の開始が遅れた場合に、初 年度(平成31年3月中)の指定管理料が変更となることはございま すか。 | 変更となる可能性があります。 |
| 83 | 募集要項 | P9 | 7参考価格 | 修繕費2,400千円が含まれるのは年間の参考価格の方であり、平 成31年3月1日～31日の金額には含まないとの解釈でよろしいで しょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 84 | 募集要項 | P9 | 7参考価格 | 開館記念事業(H31年度)は市負担により開催され、指定管理者 の費用負担は少ないかと存じます。一方、翌年度以降の事業は指 定管理者がプロデュース料以外の自主事業費を全面的に負担す ることとなります。 翌年度以降の参考価格に追加は生じないのでしょうか。 | 翌年度以降の参考価格の追加はありません。 |
| 85 | 募集要項 | P10 | 8(2)選定方法 ア | 今回のプレゼンテーションは書類審査に合格した会社のみでし ょうか、それとも提出した会社すべてでしょうか。 | 提出したすべての会社がプレゼンテーションの対象です。ただ し、募集要項P5、6「5 申請(応募)することができるものの資格 (留意事項等を含む)」の「(1)申請者イ」の申請者の制限事項 に該当する申請者は対象外です。 |
| 86 | 募集要項 | P10 | 8(2)選定方法 ウ | 利用者の見込みを算出する資料として、市民会館、中央公民 館、おたかの森センターの各ホール・諸室について、過去3年分 の利用者数、利用件数を開示してください。 | ※行政報告書より抜粋、人数は延人数、利用件数は1コマを1 回として計算 【市民会館】 ＜市民団体等による利用＞ H26 利用者数:82,858人、利用件数:533回 H27 利用者数:95,689人、利用件数:633回 H28 利用者数:77,500人、利用件数:532回 ＜公民館事業等による利用＞ H26 利用者数:24,686人、利用件数:172回 H27 利用者数:13,358人、利用件数:109回 H28 利用者数:21,865人、利用件数:165回 【中央公民館】 ＜市民団体等による利用＞ H26 利用者数:48,979人、利用件数:3,034回 H27 利用者数:55,956人、利用件数:3,355回 H28 利用者数:52,082人、利用件数:3,106回 ＜公民館事業等による利用＞ H26 利用者数:25,952人、利用件数:2,004回 H27 利用者数:23,479人、利用件数:2,062回 H28 利用者数:28,189人、利用件数:2,044回 【おたかの森センター】 ＜市民団体等による利用＞ H26 H27に開館したためデータなし H27 利用者数:25,287人、利用件数:1,470回 H28 利用者数:36,019人、利用件数:2,275回 ＜公民館事業等による利用＞ H26 H27に開館したためデータなし H27 利用者数:5,048人、利用件数:330回 H28 利用者数:7,519人、利用件数:471回 各諸室の利用者数、利用件数に関しては、現在公表している内 容ではないことから、それぞれの施設の管理者に確認する必要 があり、ご質問に対し明確な情報を提供することができません。 |

| 回答番号 | 資料名 | ページ | 項目 | 質問 | 回答 |
|------|------|-----|---------------------------|--|---|
| 87 | 募集要項 | P10 | 8(2)選定方法 ウ | ウに目標値の設定とありますが、市(教育委員会)が想定している基準値はありますか。 | 自主事業については、「普及・支援事業」4回、「鑑賞型事業」10回、「文化芸術交流事業」2回、「街の賑わい創出事業」4回の合計20回程度を想定しています。 利用者数については、特に定めていませんが1コマあたりの稼働率平均60%以上を目指しています。 利用者の満足度については、指定管理が開始されると施設利用の満足度調査を実施することとなり、「満足」、「どちらかというと満足」、「どちらかというと不満」、「不満」の4段階で評価を受けます。このうち、「満足」、「どちらかというと満足」の割合(%)の目標値を記載してください。 |
| 88 | 募集要項 | P10 | 8(2)選定方法 ウ(ア) | 目標値の設定のなかに「自主事業の回数」とありますが、本数ではなく回数でしょうか。例えば、「合唱の練習をして舞台に立つ」という事業の場合、事業本数は1本ですが、実施回数は数十回にも及ぶ可能性があります。これはどちらでカウントするのでしょうか。 | No.87の回答を参照してください。 |
| 89 | 募集要項 | P10 | 8(2)選定方法ウ(ウ)利用者の満足度 | 利用者の満足度とありますがこれはどのように判定したらよいでしょうか。 | No.87の回答を参照してください。 |
| 90 | 募集要項 | P10 | 8(2)選定方法ウ(ウ)利用者の満足度 | 目標値の設定のなかに「利用者の満足度」とありますが、どのような数値で表せばよろしいのでしょうか。流山市指定管理者の管理運営状況のモニタリングに関するガイドラインの「基本様式4」にあるとおり、4段階で満足度を調査し、「4良好」の回答数の割合(%)の目標値を表すのか、各段階を1点～4点で積算し、総点数に占める割合(%)の目標値を示すのか、どちらなのでしょう。 | No.87の回答を参照してください。 |
| 91 | 仕様書 | P5 | 4(4)施設内容 イ、ウ | (仮称)市民窓口センター及び(仮称)流山おおたかの森駅前観光案内所の営業時間及び休業日をご開示ください。 | 【(仮称)市民窓口センター】 ＜窓口受付時間＞(月曜日～金曜日まで)午前8時30分～午後7時まで、(土曜日)午前8時30分～午後5時まで、祝日・年末年始を除く※ただし、3月最終日曜日及び4月第一日曜日については臨時に開庁する可能性があります。 ＜休業日・時間＞上記以外の時間帯 【(仮称)流山おおたかの森駅前観光案内所】 窓口受付時間及び休業日・時間については、事業担当課(流山本町・利根運河ツーリズム推進課)において、今後詳細を決定していく予定です。 |
| 92 | 仕様書 | P5 | 5開館時間 6休館日 | 当施設に併設される(仮称)市民窓口センター及び(仮称)流山おおたかの森駅前観光案内所についても、ホールと同じ開館時間・休館日と理解して宜しいでしょうか？ | No.91の回答を参照してください。 |
| 93 | 仕様書 | P5 | 5開館時間 | (仮称)市民窓口センター及び(仮称)流山おおたかの森駅前観光案内所の利用時間は何時から何時まででしょうか。 | No.91の回答を参照してください。 |
| 94 | 仕様書 | P5 | 5開館時間 6休館日 | 条例ではそれぞれ教育委員会の判断でフレキシブルに設定出来ると読めますが、例えば「24時間稼働」「臨時以外の定時休館日なし」というような提案も可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 95 | 仕様書 | P6 | 8(1)指定管理の範囲 について | 「デッキ及びプロムナード(緑の小径)」については、ホテル・商業施設棟及び集合住宅棟の関係者と別途協定書を締結する予定」とありますが、直接・間接にかかわらず、管理区域の費用に影響のある内容(管理範囲の拡大による作業時間の増加、それに伴う人員配置の増加など)など、あらかじめ想定される内容があればご開示をお願いします。 | No.8の回答を参照してください。 |
| 96 | 仕様書 | P6 | 8(1)施設管理の範囲 について | 「デッキ及びプロムナード(緑の小径)」については、利用及び維持管理について、ホテル・商業施設棟及び集合住宅棟の関係者と別途協定書を締結する予定」とありますが、具体的にはどのような内容の協定をされるのでしょうか。内容によっては維持管理業務の作業計画や収支計画に大きく影響することになり、事業計画の策定が困難になります。 | No.8の回答を参照してください。 |
| 97 | 仕様書 | P6 | 8(1)施設管理の範囲 について | 「デッキ及びプロムナード(緑の小径)」については、利用及び維持管理について、ホテル・商業施設棟及び集合住宅棟の関係者と別途協定書を締結」とありますが、協定締結をするが全額費用負担は指定管理者という理解でよいでしょうか。 | No.8の回答を参照してください。 |
| 98 | 仕様書 | P6 | 8(1)施設管理の範囲 について | 会議室について、可動壁により様々なパターンが想定されることとありますが、(仮称)流山おおたかの森駅前観光案内所の所管エリア及び(仮称)市民窓口センターの導線に影響を及ぼす場合もあります。この場合はそれぞれの課ご担当との調整でよろしいのでしょうか？ | お見込のとおりです。 会議室は、平面図に描かれている範囲内で、可動間仕切り壁により1室で利用したり、分割して2室利用、壁を取り払ってオープン形式での利用が可能です。 今後、会議室の利用導線に影響がないよう(仮称)流山おおたかの森駅前観光案内所のレイアウトを計画する予定です。 |
| 99 | 仕様書 | P6 | 8(1)指定管理の範囲 について | 「ホテル・商業施設棟及び集合住宅利用者等も屋外部分については利用するため、柔軟な管理をすること。」とありますが、具体的にどのような事象に対して「柔軟に」対応することを求められているのでしょうか。例示をお願いいたします。 | No.6の回答を参照してください。 |
| 100 | 仕様書 | P6 | 8(2)施設管理の開始 時期(予定)について | これら施設の利用予約はいつ頃から受付を開始するのでしょうか。 | 平成30年10月より開始する予定です。 |
| 101 | 仕様書 | P6 | 8(2)施設管理の開始 時期(予定)について | (仮称)市民窓口センター及び(仮称)流山おおたかの森駅前観光案内所に関して、指定管理者は維持管理のみを行い、実際の受付対応は貴市の職員が行うというかたちでよろしいのでしょうか。 | 【(仮称)市民窓口センター】 お見込のとおりです。 【(仮称)流山おおたかの森駅前観光案内所】 お見込のとおりです。 指定管理業務とは別に、事業担当課(流山本町・利根運河ツーリズム推進課)において、受付対応等を行う運営事業者を決める予定のため、今回の指定管理を行う事業者が行うものではありません。 |
| 102 | 仕様書 | P6 | 8(4)施設設備の保守 管理 | 各設備や備品の詳細仕様をご教授願います。 | 設備については別添の設備一覧表の資料を参照してください。別添の資料以外については設計図書の種類図面を閲覧してください。 備品については備品一覧を参照してください。詳細仕様については現時点ではお示しできません。 |

| 回答 番号 | 資料名 | ページ | 項目 | 質問 | 回答 |
|----------|-----|-------|---|---|--|
| 103 | 仕様書 | P6 | 8(4)施設設備の保守管理 | 対象となる施設設備のメーカー、機種、仕様、数量をご開示願います。 | No.102の回答を参照してください。 |
| 104 | 仕様書 | P6 | 8(4)施設設備の保守管理 | 保守管理料を算出するため舞台機構吊物設備・音響および照明設備、移動観覧席のメーカーをご教示ください。 | No.102の回答を参照してください。 |
| 105 | 仕様書 | P6 | 8(4)施設設備の保守管理 | ここに記されている以外に点検が必要な設備、備品が今後生じた場合には、仕様変更に伴う増額協議ができるものと考えてよろしいでしょうか。 | 仕様書に記載のない点検等が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上決定します。 |
| 106 | 仕様書 | P6、7 | 8(4)施設設備の保守管理 ア | 記載のない設備の点検は、対象外との認識でよろしいでしょうか。(例) 吸気式冷水発生機、空調機、自動制御、汚水槽清掃 | 点検の対象になります。 |
| 107 | 仕様書 | P6 | 8(4)施設設備の保守管理 ア | 空調設備、機械警備装置等が含まれていませんが、必要ないということでしょうか。他にも漏れている項目がありませんか？ | 保守管理は必要です。 |
| 108 | 仕様書 | P6 | 8(4)施設設備の保守管理 ア | ITVの保守点検は実施しないのでしょうか。実施する場合は施工業者及び詳細な仕様書をご教示願います。また、もし実施する場合に年間の参考価格は増額となりますか。 | 必要と思われる保守点検を適宜実施してください。No.105の回答を参照してください。 |
| 109 | 仕様書 | P6 | 8(4)ア ウ) 乗用エレベーター保守管理点検 | エレベーター保守の点検仕様、点検業者について指定はありますでしょうか。 | 仕様書を参照の上、点検業者は、指定管理者が決定してください。 |
| 110 | 仕様書 | P6 | 8(4)ア ウ) 乗用エレベーター保守管理点検、カ) 自動ドア保守点検 | 乗用エレベーター、自動ドア保守点検はメーカー点検が必須ですか？ | 必要ありません。 |
| 111 | 仕様書 | P6 | 8(4)ア エ) ホール移動観覧席保守管理点検 | 保守点検費用算出のため、メーカー・施工業者等をご教示下さい。また、保守点検に関する詳細な仕様書をご教示願います。 | 別添の設備一覧表及び仕様書を参照してください。 |
| 112 | 仕様書 | P6 | 8(4)ア エ) ホール移動観覧席保守管理点検、ク) 舞台機構吊物設備保守点検、シ) ホール用音響及び照明設備等設備点検 | 各種舞台関連の保守点検がありますが、見積するうえで、今回の工) ホール移動観覧席保守管理点検、ク) 舞台機構吊物設備保守点検、シ) ホール用音響及び照明設備等設備点検に関連する、各施工業者をご教示ください。 | 別添の設備一覧表を参照してください。 |
| 113 | 仕様書 | P6 | 8(4)ア キ) ホールビデオプロジェクター調整・点検 | 保守点検費用算出のため、メーカー・施工業者等をご教示下さい。また、保守点検に関する詳細な仕様書をご教示願います。 | 仕様書、別添の設備一覧表を参照してください。 |
| 114 | 仕様書 | P6 | 8(4)ア キ) ホールビデオプロジェクター調整・点検、ク) 舞台機構吊物設備保守点検、シ) ホール用音響及び照明設備等設備点検 | 最終施工される担当会社名をご開示ください。流山市の財産を的確に管理するため、また適正な保守点検を実施するために必要な情報となります。 | 別添の設備一覧表を参照してください。 |
| 115 | 仕様書 | P6 | 8(4)ア ク) 舞台機構吊物設備保守点検 | 保守点検費用算出のため、メーカー・施工業者等をご教示下さい。また、保守点検に関する詳細な仕様書をご教示願います。 | 仕様書、別添の設備一覧表を参照してください。 |
| 116 | 仕様書 | P6 | 8(4)ア ケ) ピアノ(フルコンサートピアノ2台)保守点検、コ) ピアノ(フルコンサートピアノ2台、アップライトピアノ1台)調律 | 保守点検費用算出のため、メーカーをご教示下さい。また、保守点検に関する詳細な仕様書をご教示願います。 | 備品一覧を参照のうえ、保守についてはメーカーによる保守点検を想定しております。調律については、コンサートチューナーによる調律を想定しております。 |
| 117 | 仕様書 | P6 | 8(4)ア シ) ホール用音響及び照明設備等設備点検 | 保守点検費用算出のため、メーカー・施工業者等をご教示下さい。また、保守点検に関する詳細な仕様書をご教示願います。 | 仕様書、別添の設備一覧表を参照してください。 |
| 118 | 仕様書 | P7 | 8(4)イ イ) 警備業務 | 「随時」とありますが具体的な内容をご開示ください。有人警備が必要なかどうか(仕様書P15の13(2)オでは「保安警備などに専門的な資格等を有する人材を配置すること」となっており有人警備を前提にしているように読める。必要とすれば配置する時間帯及び配置人員をご開示ください。 | 「随時」とは、環境維持管理上(動物等の敷地内進入等)の警備を示すものです。 |
| 119 | 仕様書 | P7 | 8(4)イ イ) 警備業務 | 「随時」とありますが、立哨または巡回の警備員を常時配置しなくてはいけないのか、必要に応じた巡回警備でいいのかをご教示ください。 | No.118の回答を参照してください。 |
| 120 | 仕様書 | P7、13 | 8(4)イ イ) 警備業務 10(1)指定期間前 ウ | 機械警備のシステムは市または事業者にて整備されるという理解でよろしいでしょうか。 | 機械警備は市と指定管理者が協議の上決定し、機械警備料は指定管理者が負担します。 |
| 121 | 仕様書 | P7 | 8(4)施設設備の保守管理 ウ | 部屋別・床材別の面積をお示しください。 | 設計図書を閲覧してください。 |
| 122 | 仕様書 | P7 | 8(4)施設設備の保守管理 ウ | 日常清掃の実施時間帯のご指定はありますでしょうか。特に(仮称)市民窓口センターエリアの日常清掃・定期清掃の実施時間帯のご指定はありますでしょうか。巡回清掃の指定はありますでしょうか。1日1回清掃を実施でよろしいでしょうか。また年間稼働日数もご教示ください。 | 日常清掃については、実施時間帯の指定はありません。ただし、清掃作業に当り(仮称)市民窓口センター及び(仮称)流山おおたかの森駅前観光案内所の業務及び施設来館者に対し支障のないように注意してください。定期清掃については、(仮称)市民窓口センターは定休日(日・祝祭日)、又は臨時休館日、ホールは利用予約が入っていない日、又は臨時休館日に実施していただきます。巡回清掃は、1日1回以上巡回し、適宜清掃を実施していただきます。年間稼働日数については具体的な数字はお示しできません。 |

| 回答 番号 | 資料名 | ページ | 項目 | 質問 | 回答 |
|----------|-----|-------|---|---|---|
| 123 | 仕様書 | P7 | 8(4)施設設備の保守管理 ウ | 日常清掃業務のメイン清掃を夜間(深夜帯)に配置することは可能でしょうか。 | 可能です。ただし、実施においては周辺施設等へ迷惑が掛からないよう配慮してください。 |
| 124 | 仕様書 | P7 | 8(4)施設設備の保守管理 ウ | 清掃に関して、各イベントごとの撤去後・入替清掃(ホール・各諸室を含む)も含んでいると考えてよろしいでしょうか。 | 撤去後に限らず次の利用者の支障にならないように清掃を心掛けてください。また、施設の利用者に対して使用后、原状回復の義務があります。 |
| 125 | 仕様書 | P7 | 8(4)施設設備の保守管理 ウ | (仮称)市民窓口センターエリアから発生したゴミの処理費用は、指定管理費用に含まれますでしょうか。 | 含まれます。 |
| 126 | 仕様書 | P7 | 8(4)施設設備の保守管理 ウ | (仮称)市民窓口センターエリア側の衛生消耗品費用も指定管理者側の負担でしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 127 | 仕様書 | P7 | 8(4)施設設備の保守管理 ウ | トイレには、ハンドドライヤーの設置はありますでしょうか。衛生消耗品金額算出する上で必要な情報の為、ご教授ください。 | 楽屋(個室)トイレを除き、設置する計画です。 |
| 128 | 仕様書 | P7 | 8(4)ウ イ)館内フロア清掃(ビル管理法) | 塩ビシート系床材の定期清掃時ワックス塗布は必要ですか？ | 必要となります。 |
| 129 | 仕様書 | P7 | 8(4)ウ イ)館内フロア清掃(ビル管理法)、ウ)受水槽及び高架水槽清掃(水道法)、オ)窓拭き清掃 | イ)館内フロア清掃対象となる部分の面積及び床材をご開示ください。外部の対象部分も同様に面積をご開示ください。 ウ)入水槽、高架水槽の仕様をご開示願います。 オ)対象となる窓ガラスの面積をご開示願います。 | 設計図書をご覧ください。 建物主要部分の窓ガラスの面積は約257.8㎡です。 |
| 130 | 仕様書 | P7 | 8(4)ウ オ)窓拭き清掃 | 丸環等は設置されていますか？ あるいは高所作業車を用いた作業ですか？ | ホワイエ等のガラス部分の清掃方法については伸縮ポールを使って清掃する計画です。 |
| 131 | 仕様書 | P7 | 8(4)ウ ケ)廃棄物収集処理 | 廃棄物処理費用の負担はどこですか？ | 指定管理業務の範囲に含まれます。 |
| 132 | 仕様書 | P7 | 8(4)ウ ケ)廃棄物収集処理 | (仮称)市民窓口センター及び(仮称)流山おおたかの森駅前観光案内所にて排出される一般廃棄物、産業廃棄物の処理も指定管理者の業務範囲なのでしょうか。 とくに産業廃棄物については、廃棄物処理法にて排出事業者が最終処分場まで責任を有することが求められていますが、指定管理業務範囲になるのかご教示ください。 | 指定管理業務の範囲に含まれます。 |
| 133 | 仕様書 | P7 | 8(4)ウ サ)庭園管理、植木類剪定、施設内草刈及び芝生管理 | 芝生部分の面積をご開示願います。 高木と低木の種類及び本数をご開示願います。 | 設計図書をご覧ください。 |
| 134 | 仕様書 | P7 | 8(4)ウ シ)湧水槽清掃 | 湧水槽清掃時に発生する汚泥(産業廃棄物)の処理費用の負担はありますか？ | No.132の回答を参照してください。 |
| 135 | 仕様書 | P7 | 8(5)駐車場の管理 | 説明会の際、駐車場の利用料金を高額で設定すると伺いましたが、(仮称)市民窓口センター・(仮称)流山おおたかの森駅前観光案内所・ホール来場者等全ての利用用途において同額でしょうか。 受付で減免等の対応が発生するのでしょうか。 | 駐車場料金は同額となります。ただし、ホール利用者(流山市おおたかの森ホール設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定による使用の許可を受けた者、ホールで行うイベントの主催者・演者)、(仮称)市民窓口センター利用者については1時間無料とし、利用券やコイン等で減免を行う予定で、指定管理者にはホール利用者の対応を行っていただきます。 |
| 136 | 仕様書 | P7 | 8(5)駐車場の管理 | ホールの利用者(主催者)に対する駐車場の無料貸出は行われますか。 | ホール利用者(流山市おおたかの森ホール設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定による使用の許可を受けた者、ホールで行うイベントの主催者・演者)、(仮称)市民窓口センター利用者の減免等についてはNo.135の回答を参照してください。また、演者は指定管理者が必要と認める場合無料貸出可能となります。なお、ホールの一般来館者(コンサート等の観客)については、減免等の対象外となります。 |
| 137 | 仕様書 | P7 | 8(5)駐車場の管理 | 機械式が導入される可能性があるとのことですが、ホール利用者なども有料となる想定でしょうか。 | 機械管理を導入する予定です。ホール利用者(流山市おおたかの森ホール設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定による使用の許可を受けた者、ホールで行うイベントの主催者・演者)、(仮称)市民窓口センター利用者は1時間無料とします。 |
| 138 | 仕様書 | P7、16 | 8(5)駐車場の管理 14(4)利用料金を徴収する施設等 | 資料・配置図の「利用料金を徴収する施設等」には駐車場が入っていませんが、この利用料金は市が徴収・市の収入でよろしいでしょうか？ また、指定管理者の収入とした場合、市民課等が使用する駐車場の料金はどうなるのでしょうか？ 同じく、ホール等施設利用者(観客除く)の搬入車輛等も駐車場は有料との考えでよろしいのでしょうか？ | 指定管理者が徴収し、指定管理者の収入となります。 搬入に伴う大型車専用の駐車場1台については無料、その他の施設利用者についてはNo.135の回答を参照してください。 |
| 139 | 仕様書 | P7 | 8(5)駐車場の管理 | 駐車場の利用料金は指定管理者の収入となるのでしょうか。 | No.138の回答を参照してください。 |
| 140 | 仕様書 | P7、8 | 8(5)駐車場の管理 | 駐車場の利用料金は指定管理者の収入になるのでしょうか？ | No.138の回答を参照してください。 |
| 141 | 仕様書 | P7 | 8(5)駐車場の管理 | (仮称)市民窓口センターの駐車場スペースを確保するとのことでしたが、何台分の想定でしょうか。 | 敷地内にある駐車場については、台数の確保等は想定しておりません。なお、当該敷地以外にも(仮称)市民窓口センター利用者のための駐車場を25台程度分確保しますが、その駐車場における維持管理は指定管理者業務の対象外です。 |
| 142 | 仕様書 | P7 | 8(5)駐車場の管理 ア | 「施設の開館時間に合わせ、管理運営すること」と書かれていますが、説明会ではロック式を導入予定とのことでしたが、一般的にロック式は24時間営業を前提にしており、ゲート式でなければ開館時間外の利用を排除することは困難です。ロック式の場合どのようにして開館時間外の利用を排除することを予定されているのでしょうか。 | 駐車場についてはロック式を導入する予定です。目的外利用の抑止については、30分500円の利用料金を設定します。開館時間外の利用の排除についてはカラーコーンを置く、ロック板を上げる等により対応してください。 |

| 回答 番号 | 資料名 | ページ | 項目 | 質問 | 回答 |
|----------|-----|-------------------|---|---|---|
| 143 | 仕様書 | P7 | 8(5)駐車場の管理 ア | 駐車場は開館時間に合わせて管理するとありますが、この駐車場はホテル・商業施設棟に関わる業者、ホテル利用者は利用しないかたでしょうか、合わせて駐車場の運用方法を明示頂けませんでしょうか。 | ホール利用者(流山市おおたかの森ホール設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定による使用の許可を受けた者、ホールで行うイベントの主催者・演者)、(仮称)市民窓口センター利用者以外の利用は想定していません。駐車場の運用については、市が機械設備を設置し、指定管理者は駐車場の清掃、定期的な巡回、利用料金等の回収、駐車場機械設備の保守及び混雑時の対応を行っていただきます。 |
| 144 | 仕様書 | P7 | 8(5)駐車場の管理 イ | 「管理においては、利用者の利便を第一とすること」とありますが、コンサート等の出演者等の駐車スペースとして、確保したりするなどの対応は可能でしょうか。 | 可能です。確保の方法については、指定管理者の裁量に委ねます。 |
| 145 | 仕様書 | P7 | 8(5)駐車場の管理 ウ | 「車いす使用者等の車両を優先的に駐車できるよう配慮」とありますが、具体的にどのような方法をお考えでしょうか。駐車台数も少なく、無人管理を前提とする限り現実的には優先利用をすることは困難です。 | 障害者マークを付けていない車両が障害者専用スペースに駐車している場合に注意喚起等を行い、車いす使用者等の車両を優先的に駐車できるよう配慮してください。 |
| 146 | 仕様書 | P7 | 8(5)駐車場の管理 ウ | 障害者専用駐車場を設ける予定はございますか。 | No.145の回答を参照してください。 |
| 147 | 仕様書 | P7 | 8(5)駐車場の管理 エ | 「事故、車両の盗難、車上荒らし等の発生の未然防止に配慮」とありますが、無人管理である以上現実的な対応策は防犯カメラの設置程度しかありません。防犯カメラ等の設置予定はあるのでしょうか？もし予定がない場合設置する費用は指定管理者の負担となるのでしょうか？ | 市では利用案内看板、規約看板、防犯灯、満空表示灯は設置予定ですが、防犯カメラの設置予定はありません。定期的な巡回をお願いします。また、防犯カメラ等の設置については任意で提案してください。 |
| 148 | 仕様書 | P8 | 8(5)駐車場の管理 オ | 「駐車場が混雑した場合、または混雑が予想される場合、指定管理者は、安全のため駐車場の安全確保について適切な対応を行うこと」とありますが、具体的にどのような対応を求められるのでしょうか？駐車台数も少なく、無人管理であることを考えれば入り口に満車の表示をし、ショッピングセンター等近隣の他の駐車場をご利用頂く等の案内をする程度しか現実的な対応策はありません。 | 施設内駐車場には、満空表示灯は設置予定です。混雑時には施設外駐車場や民間駐車場の利用案内をお願いします。 |
| 149 | 仕様書 | P8 | 8(6)備品等の保守管理 ア | 市が調達される備品については、備品台帳を市にて整備されたうえで、台帳をもとに指定管理者が管理するという理解でよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 150 | 仕様書 | P8 | 8(6)備品等の保守管理 イ | 施設予約システムに係るノートパソコン、プリンター等の備品はそれぞれ何台貸与していただけますか。 | 各1台貸与します。 |
| 151 | 仕様書 | P8 | 8(6)備品等の保守管理 イ | 施設予約システムに係る備品の市からの貸与は無償ということでしょうか？ | 無償貸与になります。(パソコン、プリンター) |
| 152 | 仕様書 | P.8 | 8(6)備品等の保守管理 イ | 施設予約システムを運用するにあたって計上すべき経費があればご教示ください。 | プリンター等に係る消耗品(トナー、コピー用紙等)については計上してください。また、No.150、151の回答を参照してください。 |
| 153 | 仕様書 | P8 | 8(7)保安警備業務 | 「保安警備を適切に行うこと」とありますが具体的な内容をご開示願います。P7の警備業務も同様ですが「随時」とか「適切に」という抽象的な表現しかなく流山市が求めている具体的内容が不明です。一方でP21の責任分担表では警備不備による損害リスクは指定管理者が負うように求められており、具体的業務内容の明示がないままリスク負担を求められるということでしょうか？ | 防犯・警備については、仕様書及びNo.147、148の回答を参照してください。また、防火・防災については仕様書のとおりです。 |
| 154 | 仕様書 | P8 | 8(7)保安警備業務 ウ | 自衛消防隊とは消防法に基づく自衛消防組織でしょうか。法定には設置建築物ではないかと思われませんが、消防法に基づく組織編制との認識でよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 155 | 仕様書 | P9 | 8(9)その他の業務 イ | 貴市の方での行事で減免利用は想定されていますでしょうか。また、されているのであれば、年間何日間を計画されていますか。 | 利用料金の減免等については、「ホール・楽屋」と「ホール・楽屋以外(リハーサル室・スタジオ・会議室)」に区分して規定しています。市が利用する場合「ホール・楽屋」は減免等対象外となります。また、「ホール以外」は全額免除となります。市の利用は、平成31年度のオープニングコンサート等で12～18回程度(前日準備等は含まず。)と想定しています。平成32年度以降は10回程度を想定しています。 |
| 156 | 仕様書 | P9 | 8(9)エ利用統計 (イ) | 業務日誌の工夫とありますが、具体的に記録を希望される項目をお示しいただけますでしょうか。 | 主な項目として以下のとおりですが、適切な施設管理を実施する上で、その他必要事項があれば適宜記載するようにしてください。 ・管理運営関係(利用件数、従事者、業務内容、連絡事項等) ・清掃関係(日常清掃・定期清掃の実施内容、従事者、連絡事項等) ・舞台関係(従事者、業務内容、連絡事項等) |
| 157 | 仕様書 | P10、 11、 20 | 9(3)自主事業に関する こと 9(4)開館記念事業企 画・運営業務に関する こと 23(6)鑑賞型自主事 業について | オープニングコンサート、フォーシーズンコンサート、その他指定管理者による事業は全て、一般の利用受付が始まる前に利用予約をおこなうことは可能でしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 158 | 仕様書 | P10 | 9(3)自主事業に関する こと | 利用受付に関して、指定管理者が自主事業で使用する施設の事前予約は可能でしょうか？また事前予約が可能な場合、日数をご教示ください | 可能です。日数については特に指定はありません。 |
| 159 | 仕様書 | P10 | 9(3)自主事業に関する こと | 指定管理者が実施する自主事業は減免の対象となりますでしょうか？ | 対象となります。 |

| 回答 番号 | 資料名 | ページ | 項目 | 質問 | 回答 |
|----------|-----|-----|-----------------------------|--|--|
| 160 | 仕様書 | P10 | 9(3)自主事業に関する こと | 平成31年度は指定管理者が企画する自主事業は行わず、オープニングコンサートの運営を行うという認識でよろしいでしょうか。 | No.87の回答を参照してください。ただし、平成31年度の「鑑賞型事業」については、オープニングコンサートとして市が企画等をし、年12回実施するため当該回数分は義務ではありませんが、任意で提案は可能です。その他の「普及・支援事業」、「文化芸術交流事業」、「街の賑わい創出事業」については平成31年度も実施をしてください。 |
| 161 | 仕様書 | P11 | 9(4)開館記念事業企画・運営業務に関する こと | 市が企画し、指定管理者が運営とありますが、業務分担の定義を具体的にお願いします。(チケット販売、販促、警備手配、会場施工、出演者との調整、搬入・搬出調整等の業務の棲み分けや費用負担者がどちらか。) | 別添のオープニングコンサート責任分担表を参照してください。 |
| 162 | 仕様書 | P11 | 9(4)開館記念事業企画・運営業務に関する こと | 平成31年度は市が開催する鑑賞型事業について、「指定管理者はこの運営等を行うこと」とありますが、「この運営等」とは具体的にどのような業務を指すのでしょうか。また、その業務は指定管理料の範囲で行うのでしょうか。 | 別添のオープニングコンサート責任分担表を参照してください。 |
| 163 | 仕様書 | P11 | 9(4)開館記念事業企画・運営業務に関する こと | 説明会では「運営等については業務委託にするか協力になるかは未定」といった旨のご説明がりましたが、協力という形式になった場合に費用負担等は発生するのでしょうか。 | 別添のオープニングコンサート責任分担表を参照してください。 |
| 164 | 仕様書 | P12 | 9(7)飲食及び物販サービス等に関する こと | ① 飲食、物販等に伴う収入は指定管理者の収入としてかまわないのでしょうか？ ② 施設の目的外使用料等の費用は発生するのでしょうか？ | ①指定管理者の収入となります。ただし、自動販売機の設置に伴う収入については別途協議をします。 ②お見込みのとおりです。 |
| 165 | 仕様書 | P12 | 9(7)飲食及び物販サービス等に関する こと | 施設内及び屋外に自動販売機を設置し、その収入を指定管理者の収入とすることは可能でしょうか。 | 不可となります。敷地内に設置する自動販売機等の使用料は市の歳入となります。 |
| 166 | 仕様書 | P12 | 9(7)飲食及び物販サービス等に関する こと | 飲食不可となる場所をお示しください。 | ホール内は原則飲食不可となります。ただし、平土間利用時に限りホール内も可とします。 |
| 167 | 仕様書 | P12 | 9(9)催事事業 | 催事事業とは具体的にどのような事業を想定されていますか。 | 毎月、毎週等の一定の期間において定期的に行う事業で具体的には月1回の季節に合わせた写真展や定期的なミニコンサート等の事業を想定しております。今回の募集では特に指定はございませんが、施設の設置目的を十分理解した上で、利用者、来場者のニーズに合わせた事業の提案を期待します。 |
| 168 | 仕様書 | P12 | 9(9)催事事業 ア | 「催事事業(月行事など)」とありますが、自主事業との定義の違いをお教えください。 | No.167の回答を参照してください。 |
| 169 | 仕様書 | P12 | 10(1)指定期間前 | 業務委託の予算、上限額があれば教えてください。 | 指定期間前の業務委託は平成30年10月から平成31年2月の期間で委託料の上限は1,500万円を予定しています。 |
| 170 | 仕様書 | P12 | 10(1)指定期間前 | 開業準備前に実施するホームページやパンフレット、受付書類の作成費用、事務所等の購入備品、事務所の環境整備(ネット配線等)は、開業準備費に含まれるものであり、平成31年3月以降の経費に含める必要がない、という認識で間違いはないでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |
| 171 | 仕様書 | P12 | 10(1)指定期間前 | 民間事業者からの引渡し前ですが、開館準備室として施設の利用は可能でしょうか。また、開館準備室として施設の利用が可となった場合、光熱水費用や法定点検等の維持管理費用の負担者は誰になるのでしょうか。 | 引渡し前の施設の利用についてはNo.4の回答を参照してください。また、開館前の準備に係る維持管理費等は開業準備業務に伴う委託費での負担となります。指定期間前の業務委託は、No.169の回答及び別添の開館準備業務のスケジュールを参照してください。 |
| 172 | 仕様書 | P13 | 10(1)指定期間前 ウ、オ | 「ウ 導入する警備システムについて教育委員会との協議」「オ 施設の維持管理、設備機器の確認」とありますが、警備システムや設備機器は現時点では確定していないということでしょうか。 | 防犯カメラの設置位置、借上料(市の負担)については決定していますが、警備会社や警備システムについては市と指定管理者が協議の上、決定していきます。 |
| 173 | 仕様書 | P13 | 10(1)指定期間前 エ | 開館前準備の場所(事務所等)について、指定管理者の負担となる費用(家賃等)はありますか。 | No.4、169、171の回答及び別添の開館準備業務のスケジュールを参照してください。 |
| 174 | 仕様書 | P13 | 10(1)指定期間前 サ | ホームページの作成費は業務委託部分に含んでよいのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 175 | 仕様書 | P13 | 11(1)地震及び火災等への対応 | 緊急時のマニュアル整備を行う段階では、市の定めるマニュアルも開示いただけるのでしょうか。 | 市のホームページに公表されている流山市地域防災計画、流山市事業継続計画、流山市国民保護計画を参照のほか、国・県の防災計画及び帰宅困難者対策ガイドライン等を参照してください。 |
| 176 | 仕様書 | P14 | 13(1)管理運営上の必要人数等 ア | 施設長が社会教育主事の資格を有するか。 | 職員の中かに有資格者を配置していれば、施設長が資格を有する必要はありません。 |
| 177 | 仕様書 | P14 | 13(1)管理運営上の必要人数等 ア | 示されている人数は、施設長、事務・事業職員、受付、舞台技術管理職員等を含めての人数という理解でよろしいでしょうか。 | アで示している人数は舞台スタッフを除く人数です。 |
| 178 | 仕様書 | P14 | 13(1)管理運営上の必要人数等 ウ | ホールの舞台等操作・管理スタッフについては「必要に応じて」人員配置とありますが、これは常駐スタッフを想定していないとの考えでよろしいのでしょうか？ | お見込みのとおりです。ただし、ホールで実施する事業及び利用団体等との打合せ業務等に支障をきたさないように適切な人員配置をしてください。 |
| 179 | 仕様書 | P14 | 13(2)専門的な人材の確保について | 舞台は再委託禁止という理解でよろしいでしょうか。 | 禁止ではありません。再委託にあたっては仕様書P18の「18業務の委託等」を参照してください。 |
| 180 | 仕様書 | P15 | 13(2)専門的な人材の確保について オ | 「維持管理及び保安警備などに専門的な資格等を有する人材を配置」とありますが、具体的にどのような資格を想定されているのでしょうか？ | 自主事業等の実施で混雑が想定される場合には、警備業法第4条に基づく認定を受けた者を配置してください。 |
| 181 | 仕様書 | P15 | 13(4)職員の選任 イ | 「自動体外式除細動器(以下「AED」という。)の取扱方法を習得している者を置くこと」とありますが、AEDは備品として設置されますか。 | AEDは備品として設置します。 |

| 回答 番号 | 資料名 | ページ | 項目 | 質問 | 回答 |
|----------|-----|-----|---------------------|--|--|
| 182 | 仕様書 | P15 | 13(4)職員の選任 | イ 自動体外式除細動器(AED)の取扱方法の習得は、指定管理期間開始の段階で習得していればよいという認識でよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 183 | 仕様書 | P16 | 14(1)利用料金について | イ 指定管理期間内に収受した指定管理期間外(平成36年4月1日以降)にかかわる利用料金は、次期指定管理者の収入になるとの認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。なお、方法等については次期指定管理者選定後、市から案内します。 |
| 184 | 仕様書 | P16 | 14(2)利用料金の減免 | 減免対象額が想定しづらいため、市民会館及び生涯学習センターでの減免実績をそれぞれ3年度分程度、利用施設や該当要件(各施設の条例施行規則のどの項目にあたる減免対象者か)が分かる形でご開示ください。 | 【市民開館(ホール)】 H26 10割減免:268コマ 5割減免:106コマ 3割減免:199コマ H27 10割減免:290コマ 5割減免:56コマ 3割減免:280コマ H28 10割減免:315コマ 5割減免:77コマ 3割減免:187コマ 【生涯学習センター(多目的ホール)】 H26 10割減免:46コマ 5割減免:67コマ 3割減免:28コマ H27 10割減免:50コマ 5割減免:84コマ 3割減免:27コマ H28 10割減免:62コマ 5割減免:64コマ 3割減免:21コマ 上記の2施設とは異なり、流山市おおたかの森ホールのホール・楽屋部分については10割減免の対象は原則、指定管理者が実施する業務のみとなります。 |
| 185 | 仕様書 | P16 | 14(2)利用料金の減免 | 市が利用される場合も減免が適用されるかと存じますが、現状、市の利用は年間何回程度を想定されておりますでしょうか。 | No.155の回答を参照してください。 |
| 186 | 仕様書 | P16 | 15経理に関すること | 駐車場の利用料金は指定管理者の収入になりますか。 | No.138の回答を参照してください。 |
| 187 | 仕様書 | P17 | 15(3)市が支払う経費に含まれるもの | ウ 事業費はどのくらい見込んでいますでしょうか。 | No.70の回答を参照してください。 |
| 188 | 仕様書 | P17 | 15(3)工管理費 (ア) | 平成31年度及び平成32年度の光熱水費における教育委員会が定める上限をお示しいただけますでしょうか。 | 1,380万円を上限額としています。 |
| 189 | 仕様書 | P17 | 15(3)工管理費 (ア) | 平成31年度及び平成32年度の光熱水費の上限額をご教示下さい。 | No.188の回答を参照してください。 |
| 190 | 仕様書 | P17 | 15(3)工管理費 (ア) | 光熱水費は、平成31年度及び平成32年度の2年間は教育委員会が定める額を上限とするとありますが上限額を明示頂けませんでしょうか。 | No.188の回答を参照してください。 |
| 191 | 仕様書 | P17 | 15(3)工管理費 (ア) | 光熱水費について、教育委員会が定めている上限額をご教示ください。 | No.188の回答を参照してください。 |
| 192 | 仕様書 | P17 | 15(3)工管理費 (ア) | 「光熱水費は、平成31年度及び平成32年度の2年間は教育委員会が定める額を上限とします。」とありますが、「教育委員会が定める額」の記載がありません。收支計画においては、修繕費同様に定められた額をそのまま記載すべきかと思っておりますので、金額をご教示ください。 | No.188の回答を参照してください。 |
| 193 | 仕様書 | P17 | 15(3)工管理費 (ア) | 「光熱水費は、平成31年度及び平成32年度の2年間は教育委員会が定める額を上限とします。」とありますが、この場合の上限額をご教示ください。 | No.188の回答を参照してください。 |
| 194 | 仕様書 | P17 | 15(3)工管理費 (ア) | 適切な管理運営を実現するため 平成31年度、平成32年度の光熱水費の上限額をご教示いただけますでしょうか。 | No.188の回答を参照してください。 |
| 195 | 仕様書 | P18 | 17予約システムについて | 予約システムとは「流山市公共施設予約システム」のことでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 196 | 仕様書 | P18 | 17(1)予約受付 | インターネットによる予約が可能な施設をご教授ください。 | 流山市公共施設予約システムによる予約が可能な施設はスタジオ1、スタジオ2、会議室1、会議室2です。詳細については流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例施行規則を参照してください。 |
| 197 | 仕様書 | P19 | 19保険への加入 | 保険を加入するにあたって、賠償額の下限等は幾らで考えられていますでしょうか。 | 建物保険については、賠償額19億40万円の保険に加入する予定で予算計上しています。 |
| 198 | 仕様書 | P20 | 23(6)鑑賞型自主事業について | 予算の内訳をお示しいただけますでしょうか。 | 【オープニングコンサート】 別添のオープニングコンサート責任分担表を参照してください。 【フォーシーズンコンサート】 ・出演料等(消費税、移動費、宿泊費、随行者日当)120万円～160万円 ・その他(音楽著作権使用料、楽屋接待費(ケータリング)、ピアノ調律費、譜めくり人件費、広告宣伝費、MC費等)30万円～40万円 ・指定管理者の自主事業のため、会場費及び付帯設備使用料は計上していません。 |
| 199 | 仕様書 | P20 | 23(6)鑑賞型自主事業について | 平成31年度は市が鑑賞型事業として企画等をするクラシックを中心としたオープニングコンサートを月1回(年間12回)実施しますが、事業費は「運営業務」にかかる費用(当日の会場運営費及び施設でのチケット販売に係る経費等)を計上すればよいという理解で宜しいでしょうか。 | 別添のオープニングコンサート責任分担表を参照してください。 |
| 200 | 仕様書 | P20 | 23(6)鑑賞型自主事業について | 市が企画するオープニングコンサートの経費は市が負担することですが、説明会で一部を指定管理者が負担するとの説明がございました。指定管理料(利用料金)からの負担という主旨のご説明でしょうか。負担する場合の諸条件をご教示ください。 | 別添のオープニングコンサート責任分担表を参照してください。 |

| 回答 番号 | 資料名 | ページ | 項目 | 質問 | 回答 |
|----------|-------------------------|-----|--|---|---|
| 201 | 仕様書 | P20 | 23(6)鑑賞型自主事業について | 「フォーシーズンコンサート」として1回150万から200万程度の事業を行うとありますが、この「150万円から200万円程度」というのは、アーティストへの委託料(出演料)のみの金額でしょうか。広報宣伝費、印刷製本費、当日の運営費などはどこまで想定されている金額でしょうか。 | No.198の回答を参照してください。 |
| 202 | 仕様書 | P20 | 23(6)鑑賞型自主事業について | フォーシーズンコンサートについては、1回の予算は150万円～200万円を想定することとされていますが、プロデューサー料を含まない予算金額との理解でよろしいでしょうか。 | No.198の回答を参照してください。 |
| 203 | 仕様書 | P20 | 23(6)鑑賞型自主事業について | 指定管理者が企画するフォーシーズンコンサートのプロデューサー料は、市が別途負担するとありますが、説明会でご説明があった制作費の一部を指定管理者が負担する事業対象となりますでしょうか。 | 平成32年度以降のフォーシーズンコンサートについては、プロデューサー料を除き指定管理者の予算で実施していただきます。 |
| 204 | 仕様書 | P20 | 23(6)鑑賞型自主事業について | 1回の予算は150万円から200万円程度を想定しているとありますが、収入があった場合は収支差での金額という理解でよろしいのでしょうか？また、市が想定している別途プロデューサー料とはいくらぐらいでしょうか？ | 予算額150万円から200万円程度については、歳出のみを想定しており、収支差ではありません。また、プロデューサー料については、市が負担しますが金額については現在のところ決定していません。 |
| 205 | 仕様書 | P20 | 23(6)鑑賞型自主事業について | フォーシーズンコンサートのプロデューサー料を、指定管理者が一部負担とする場合、指定管理料(利用料金)からの負担という認識でよろしいでしょうか。負担する場合の諸条件をご教示ください。 | No.203の回答を参照してください。 |
| 206 | 仕様書 | P20 | 23(6)鑑賞型自主事業について | フォーシーズンコンサートの参加費(チケット)の売上は指定管理者の収入となりますでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 207 | 仕様書 | P20 | 23(6)鑑賞型自主事業について | 流山市にゆかりのある有名音楽家について、具体的に決定しているのであれば、その名前をご教示ください。 | 現段階で正式な契約等はしていないため、具体的にはお示できません。 |
| 208 | 仕様書 | P21 | 24責任分担について | 「経年劣化によるものできわめて小規模なもの」のきわめて小規模の定義をお示ください。 | 1件30万円未満の比較的軽易で緊急を要する修繕などです。 |
| 209 | 仕様書 | P21 | 24責任分担について | 「周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合」とありますが、音漏れ等は全くしないという認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 210 | 指定申請書 (第1号様式(第3条関係)) | | 2(7)その他市長が特に必要と認める書類 | ここに該当するものとしては、募集要項P6に記載されている「ク 直近3か年の財務状況が把握できる書類」「ケ 流山市おおたかの森ホールと同規模類似施設の指定管理の実績が把握できる書類」以上の2件であるという認識でありますが、このほかにもございませうでしょうか。もしあれば、その例をお示ください。 | 「ク 直近3か年の財務状況が把握できる書類」、「ケ 流山市おおたかの森ホールと同規模類似施設の指定管理の実績が把握できる書類」で結構です。その他、申請に伴い周知させたい情報等がありましたら任意で提出可能です。 |
| 211 | 配置図 | | | ピアノ庫以外に舞台用備品の収納庫が見当たりませんが、どこのスペースを想定されておりますでしょうか？ | 上手及び下手の舞台袖、平面図でリハーサル室の左側にある道具庫を想定しております。 |
| 212 | 条例 | | 第19条(利用料金)別表3 | カラーフィルター及びコンバージョンフィルターについては「実費」となっておりますが、これは、利用者との打合せの際にご希望があれば手配するというのでしょうか。その場合、利用後のフィルターは利用者にお渡しするのでしょうか。 | カラーフィルター等は、使用環境温度や使用器具温度の状況により褪色、劣化、変形等が発生するため、消耗品に近いものとして考えていますが、1回だけの使用で当該カラーフィルター等の料金を徴収することは考えておりません。基本的に色の濃淡により褪色速度も異なると考えておりますので、使用するフィルターの種類、使用時の環境や状況、頻度を確認しながら、ホール利用時の急な要望にも対応するために、必要な経費の徴収をしていただくようお願いしたいと考えております。 |
| 213 | 条例 条例施行規則 | | 条例第20条(利用料金の減免) 条例施行規則第14条(利用料金の減免) | 条例第20条では「利用料金を減額し、又は免除することができる」とあり、同条の減免規定は義務ではないとの理解でよろしいでしょうか。つまり、条例施行規則第14条に規定された条件を満たしていても、減免するかどうかは指定管理者の判断にゆだねられるとの理解でよろしいでしょうか。 | 利用料金の減免等の規定条件を満たしている場合、必ず減免することとなります。 |
| 214 | 条例 条例施行規則 | | 条例第21条(利用料金の還付) 条例施行規則第15条(利用料金の還付) | 「既納の利用料金の還付はしない。(中略)教育委員会規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。」とあり、同条の還付規定は義務ではないとの理解でよろしいでしょうか。一方、同条(1)～(3)の条件を満たした場合の還付について、条例規則第15条において「条例第21条ただし書の規定により還付する利用料金の額は、次の各号に定めるとおりとする」と断定的に記述されており、条例第21条の還付が義務であるのかのような印象を与えることから、条例第21条の規定が義務であるのか、指定管理者の裁量であるのかをお示ください。 | 条例第21条及び条例施行規則第15条の利用料金の還付規定は義務となります。「ただし」については、主たる文章に対する除外例や例外的事項又は注意事項を規定する場合に用います。このため、条例第21条の利用料金の還付の規定の「ただし」より前の部分(本文)は原則を定め、「ただし」以降の部分(ただし書)は例外を定めています。この例外に関しては、条例第22条の規定により教育委員会の規則に委任されており、その条例から委任された規定が条例施行規則第15条(利用料金の還付)の規定です。 |
| 215 | 指定管理者 選定評価表 | | 2(3)地域や他の施設との連携 | 「隣接するホテルなどの周辺商業施設等」が太文字下線で強調されていますが、その意図はどのようなものでしょうか？また、まだ建設中のホテルとの連携の実現性を問われていますが、実際のホテルの運営者が不明ですと、実現性の高い提案ができません。ホテルの運営事業者をご教示ください。 | 太文字下線の点を特に強調しているわけではなく、特段意図はありません。ホテルの運営事業者はスタートホテル開発㈱となります。 |

| 回答 番号 | 資料名 | ページ | 項目 | 質問 | 回答 |
|----------|-----|-----|----------------------|--|--|
| 216 | その他 | | | 舞台機構設備・機器のメーカー、舞台音響設備・機器のメーカー、舞台照明設備・機器のメーカーをそれぞれ開示願います。 | No.102の回答を参照してください。 |
| 217 | その他 | | | ホール客席部のロールバックチェア装置、ソファー型客席、固定席のメーカーを開示願います。 | No.102の回答を参照してください。 |
| 218 | その他 | | 2月7日募集説明会 | 説明会にてプロジェクターにてお示し頂いた動画を含めた資料は開示頂けるのでしょうか？ | 設計図書同様、生涯学習課にて閲覧可能です。閲覧の際は、事前に来庁希望日時を電話連絡してください。 |
| 219 | その他 | | 募集説明会での建物 についての説明 | お客さまは、ベデストリアンデッキをご利用し、2階から入館される方がほとんどだと想定されます。ホールの有料催事の場合、チケットのもぎりを含め、導線はどのように仕切る事を想定されておりますでしょうか。1階、2階に担当者配置が必要であると想定しております。ご教授ください。 | 1階エレベーター前にもぎり位置を想定していますが、これ以外については指定管理者の提案によるものと考えております。 |
| 220 | その他 | | | ロールバックチェアの完全な設置に必要な最低限度の人数はメーカーの仕様上何人でしょうか？また、設置並びに撤去(全席利用／平土間利用)に係るおおよその時間をお示しください。 | No.1の回答を参照してください。 |
| 221 | その他 | | 募集説明会での建物 についての説明 | 前列ソファー型客席を含め、客席設置状態から平土間に変更する場合、何人、何分を要しますか。午前・午後(舞台仕様)夜間(平土間仕様)の利用が考えられます。人員配置の計画に必要な情報ですのでご教授願います。 | No.1の回答を参照してください。 |
| 222 | その他 | | 募集説明会での建物 についての説明 | 移動観覧席をホワイエ側から舞台側に移動させる場合、何人、何分を要しますか。人員配置の計画に必要な情報ですのでご教授願います。 | No.1の回答を参照してください。 |
| 223 | その他 | | | 客席前列のソファー型客席はどのような収納方法となるのでしょうか？また、収納場所はどこをお考えでしょうか？ | 背もたれを押し込み収納し、東立て方式により舞台と同じ高さで床を敷き並べ平土間形式に変換します。 |
| 224 | その他 | | 募集説明会での建物 についての説明 | ホール客席の前列3列ですが、ソファー型の客席とお伺い致しました。平土間使用の場合の収納場所はどちらになりますでしょうか。本客席は重ねての収納が困難ですので、十分なスペースが必要となります。 | No.223の回答を参照してください。 |
| 225 | その他 | | 募集説明会での建物 についての説明 | 舞台は迫りとお伺いしました。高さのリミットは何センチでしょうか。高さは自由に設定できるのでしょうか。ご教授ください。 | 迫は設けていません。 |
| 226 | その他 | | 募集説明会での建物 についての説明 | 幕類(中割・水引幕等)を使用する場合、設置や撤去にどれくらいのお時間がかかるのでしょうか。ご教授ください。 | 幕類は、一般的な仕様を想定しています。なお、吊りバトンは電動昇降式を採用する計画です。 |
| 227 | その他 | | 説明会のスライド | 説明会当日、プロジェクターで投影されたリハーサル室のスライド(図)に、バトンが設置されているパース図が見られましたが、リハーサル室にはバトンは設置されているでしょうか？バトンがある場合、演出(照明など)に使用できるでしょうか？また、当該スライドで見させていただいたパース図を、ご提供いただくことは可能でしょうか？ | バトンは設置されております。パース図は設計図書同様、生涯学習課にて閲覧可能です。閲覧の際は、事前に来庁希望日時を電話連絡してください。 |
| 228 | その他 | | 募集説明会での建物 についての説明 | 会議室のパーティションの転換ですが、変更は何人、何分を要しますか。ご教授ください。人員配置の計画に必要なです。 | 一般的な移動間仕切り壁を予定しておりますので、その仕様に合わせて運営体制を指定管理者で提案してください。 |
| 229 | その他 | | 募集説明会での建物 についての説明 | ホールの搬入口及び、駐車場からホールへの搬入経路の高さ、幅をご教授ください。 | 設計図書を閲覧してください。 |
| 230 | その他 | | 募集説明会での建物 についての説明 | 搬入に関わる車両の高さ、幅の制限をご教授ください。また、方が一、4tロング車で搬入される場合、その車両の駐車場は当施設内に確保できるのでしょうか。ご教授ください。 | 設計図書を閲覧してください。搬入車両用の外構に駐車マスは用意しておりません。設計図書を閲覧していただき、搬入スペースに入る車両であれば内部に駐車は可能ですが、公演時にシャッターを開放することはできません。 |
| 231 | その他 | | 稼働率について | 施設全体の想定稼働率をご教授ください。 | No.87の回答を参照してください。 |
| 232 | その他 | | 稼働率について | 募集要項・仕様書の作成にあたり、市が想定もしくは目標とされているホール・各所室の稼働率をご教授ください。 | No.87の回答を参照してください。 |

| 回答番号 | 資料名 | ページ | 項目 | 質問 | 回答 |
|------|-----|-----|----------------------|--|--|
| 233 | その他 | | 説明会配布資料 4. 経費について | 説明会では、オープニングコンサートの経費については「市と指定管理者が半額ずつ負う」というお話がありましたが、そのお話の中での「市が負担される半額」とは、配布資料に記載されている「出演料及び諸経費(調律等)、チケット・チラシ・ポスターの印刷費」が含まれたものでしょうか。 それとも、別途協議する予定の「当日の会場運営及びチケット販売に係る経費」について、これを市と指定管理者が半額ずつ負担するというのでしょうか。 | 別添のオープニングコンサート責任分担表を参照してください。 |
| 234 | その他 | | | 流山市文化会館との関係性による位置づけはどのようなお考えでしょうか。 | 【流山市おおたかの森ホール】 ＜ホールタイプ＞段床、平土間、506席、流山おおたかの森駅直結 ＜特徴＞駅近、ホテル・商業施設が隣接、多機能ながら優れた音響効果、平土間利用可、楽屋・リハーサル室の充実、ピアノ(スタインウェイ) ＜利用イメージ＞音楽寄り(移動観覧席設置時) 【流山市文化会館】 ＜ホールタイプ＞フライタワー、段床、820席、流山駅徒歩8分 ＜特徴＞緩帳あり、多様な催しに対応可、駐車場195台、客席数が多い ＜利用イメージ＞音楽とその他催しの中間 上記のとおり、施設の棲み分けを考えております。 |
| 235 | その他 | | | 減免・減額の想定について参考となる資料の開示を願います。 | 流山市おおたかの森ホールの利用料金は、今までの市の施設とは異なる考え方により料金設定をしており、減免の基準に関しても新たな考え方による基準を設定しております。このため、現存する他の施設を参考に減免・減額の想定を行うことはしておりません。また、利用料金の割り増しの設定もしておりますが、割増による収入は、減免・減額による減収と同程度になると想定しております。 |
| 236 | その他 | | | 事前予約の優先順位を教えてください。 | 流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例施行規則第2条(施設の事前予約)を参照してください。 |